

竹原市総務文教委員会

令和5年7月27日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第47号 工事請負契約の締結について

(令和5年7月27日)

出席委員

氏 名	出 欠
川 本 円	出 席
山 元 経 穂	出 席
平 井 明 道	出 席
堀 越 賢 二	出 席
大 川 弘 雄	出 席
道 法 知 江	出 席
松 本 進	出 席

委員外議員出席者

氏 名
宇 野 武 則
高 重 洋 介
今 田 佳 男
下 垣 内 和 春
蕎 麦 田 俊 夫
村 上 ま ゆ 子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議 会 事 務 局 主 任 主 事 置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
財 政 課 長	向 井 直 毅
資 産 活 用 担 当 課 長	井 上 顕 良

午前10時13分 開会

委員長（川本 円君） おはようございます。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課から説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員会討議の結果を踏まえ、質疑再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。

なお、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の進行により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第1回臨時会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会が付託を受けております案件は、付託議案一覧表に記載のとおりです。

副市長からの発言の申出がありますので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第1回臨時会へ提案させていただいております議案第47号につきまして説明をさせていただきます。慎重審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（川本 円君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された議案について執行部の説明を受けてまいります。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行って結構でございます。

議案第47号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、議案第47号の工事請負契約の締結について、議案書及び議案参考資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、議案書の5ページをお開きください。

議案の内容につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次に説明をいたします予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、竹原市庁舎移転事業、竹原市新庁舎旧たけはら合同ビル大規模

改修等工事でございます。契約の方法につきましては、条件付一般競争入札の事後審査型となります。契約の相手方は、安藤・間・大之木建設・創建ホーム特定建設工事共同企業体、いわゆるJVと呼ばれるものでございます。その構成する会社につきましては、代表者が広島市中区大手町5丁目3番18号、株式会社安藤・間広島支店、構成員が東広島市西条中央5丁目4番20号の大之木建設株式会社東広島支店及び竹原市中央5丁目3番41号、創建ホーム株式会社でございます。

続いて、議案6ページをお開きください。

契約金額につきましては、消費税を含めまして、29億1,253万6,000円で、工期につきましては、当該議決が可決された日の翌日から令和6年11月30日までを予定いたしております。

続きまして、工事の概要につきまして議案参考資料で説明をいたしますので、議案参考資料の5ページをお開きください。

工事の概要といたしましては、旧たけはら合同ビルを新庁舎として使用するための大規模改修を行うものであり、部分的な解体撤去、増築工事を含んでおります。工事につきましては、鉄骨鉄筋コンクリート造6階建ての高層棟、鉄筋コンクリート造3階建ての低層棟の内部改修と併せ、鉄骨造2階建ての増築工事となり、改修後の新庁舎の延べ床面積は8,195.59平方メートルとなります。また、建築工事のほか、通信などの電気設備工事、給排水、空調などの機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事などを実施することといたしております。

契約の相手方の決定方法につきましては、市内業者の入札参加機会を確保するため、1社以上の市内業者を構成員に含むことを条件とした特定建設工事共同企業体による事後審査型の一般競争入札といたしました。建設工事入札参加資格選定委員会を本年4月20日及び5月18日に開催する中で、特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員の参加資格要件を定め、5月19日に入札を公告、6月28日に電子入札により開札を行ったところ、有効な入札を行った特定建設工事業共同企業体2社から入札がございました。入札結果につきましては、別添資料を添付しておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

このうち、最低価格で入札をいたしました安藤・間・大之木建設・創建ホーム特定建設工事共同企業体を第一落札候補者として資格要件の事後審査を行い、同共同企業体が参加資格要件を満たしていることを確認いたしましたので、落札者と決定をいたしましたものでご

ございます。説明は以上となります。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

平井委員。

委員（平井明道君） 災害時の対策拠点施設として考えておられますが、過去の本市の西日本豪雨においても被害が拡大した経緯があります。今日の災害時において、線状降水帯により考えられないほどの雨量が一時的に降り積もります。本市において、新庁舎改修時において、市民の安心・安全を図った災害対策拠点の機能をお伺いいたします。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 災害対策としての機能でございます。

このたびの改修工事におきましてまず重点的に考えておりますのが、浸水対策、今回対策しておりますのは、津波浸水1メートル、洪水浸水2メートル、それを建物内に浸入させない。それと、高潮の最大想定が4メートルとなっておりますので、最悪の4メートルの高さのときにも庁舎機能を失わないという形の計画をさせていただいております。

ライフライン喪失等について、事業継続の観点からは、3日間、72時間、万全な状態ではありませんが、電気、給水、排水、そういったものが確保されているという形で、災害時におきましても、災害対応に対する指揮命令、現地の災害対応等の県との連絡とか国との連絡とか、そういったことが途切れることのない対策が取れるような計画といたしております。

以上です。

委員長（川本 円君） 平井委員。

委員（平井明道君） ありがとうございます。

災害はいつやってくるか分からないという状況なので、もう一度、市民の安心・安全を第一に、新庁舎の早急なる完成をよろしくお願いいたします。

委員長（川本 円君） よろしいですか。答弁をいただきますか。

委員（平井明道君） いや、大丈夫です。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 7ページの建設工事請負仮契約書の部分でお伺いいたします。

まず、この解体のところについて、7番、8番、9番、8ページまでかかりますが、7番であれば、解体工事に要する費用として1,800万円、これは税抜きです、再資源

化に要する費用250万円。8番の解体工事のものでは、解体工事に3,500万円、資源化に400万円。9番の解体、これは建築物以外のものに係る解体工事またはということで、解体工事に130万円、再資源化等に要する経費として300万円とありますが、それぞれこの部分なのかを教えてくださいと思います。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、7ページの7番の項目の解体工事に要する費用につきましては、現存する建築物、いわゆる改修に伴って必要となる、主には内装部分になるかと思いますが、そういった部分での解体工事に係る費用。それから、8番の費用につきましては、増築部分が今回含まれておりますので、そういったものによって解体が必要となる部分についての費用ということになります。それから、最後の8ページにあります9番の建築物以外のものに係るというのが、主に外構に係って必要となる解体工事というふうに分けさせていただいているというふうに御理解いただければと思います。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 工事請負の契約の議案ということではあると思うのですが、例えば、1階部分に常設の窓口の機能を設けないということ、その機能を設けないということの、まずなぜそういう形になるのかという理由をお聞きさせていただきたいと思います。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） 1階部分に行政機能の配置ができないということにつきましては、今回、財源としております緊急防災・減災事業債、これを使うための条件といたしまして、浸水対策をするというのが大前提になっております。国、県との協議の中で、本来浸水区域にある建物についての改修工事においてそういったものを使ったことはないとかそういうような状況もある中で、新築案件ならば浸水区域でも対策を取れば活用できるという前例がありましたが、改修工事において浸水区域内の庁舎に対してそういう事業債を充てられるという事例がない中で、各方面の御尽力によりまして、新築時に想定されるような浸水対策として、1階部分が漬かった状態になったときに庁舎機能が維持できるようにという条件をいただきまして、その中で計画することとなりましたので、1階部分に行政機能は配置できない、いつ何どき浸水があっても行政機能が止まることのない

計画ということで、1階部分は常設の機能は置けないという判断をいたしております。

以上です。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） いろんな事業債を使うがためにということで、それを活用することのためということ、浸水がありましたので、かつて。そういうことであると思うのですが、高齢者が非常に多い地域であり、様々なことで1階ではなく2階まで上がって、あるいは3階、4階、エレベーターを使う。エレベーターも2基ということではあるのですが、そういったことの対応は十分なのかということは検討されたかどうかお伺いさせていただきます。

委員長（川本 円君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（井上顕良君） エレベーターにつきましては、今回、玄関部分については新たに解体、増築するわけですが、そちらのほうに新たに1基、2階までのエレベーターを設けております。2階までというエレベーターにつきましては、2階に主な窓口業務、福祉関係であるとか市民生活関係であるとかそういった窓口を配置いたしますので、そちらのエレベーターを高齢の方もしくは車椅子等を利用される方については使っていただくという形を考えております。

高層棟のエレベーターにつきましては、当然1階部分からも乗り込めるよう、1階部分に段差がつかますのでスロープでエレベーターのところまではちゃんと行けるような形で計画しておりますし、台数につきましては、通常この規模の庁舎であれば高層棟部分について1基で十分であろうということで計画を進めました。

以上です。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、この議案47号に係る請負契約について、質問の中心というのは、契約に至る公正な入札執行と地元建設、電気事業者等の育成に関わってお尋ねをしておきたい。

それで、この議案47号に伴う公告が5月19日にされて、そこに発注内容とか入札参加資格、特にこの入札参加資格も明記されております。そして、入札説明書の中には、3に入札の条件として、今回採用されたようなJV方式を採用しますよというようなことが3条の1項に明記されておいて、その入札条件の確保には、指名競争入札を行うに当たっ

て、入札者が1社以上、1社である場合は不成立とするという競争性の確保に関わっての明記があります。

そこで、市のホームページに、関わる令和3年度、4年度の等級別区分市内業者一覧、これは、建築の分で見えますと、Aランクに所属する業者が6社ありまして、その中の創建さんが年間完成工事高が48億円余りという断トツで、2位の方は5億円余りというような状況がホームページに示されています。

そこで確認を含めてお尋ねしたいことは、今回、JV方式を採用されるということになって29億円余りの改修工事をやるわけですけれども、このJV方式を採用しなければさっき言ったような、この工事に参加できる資格がある業者というのは、先ほど言った創建ホーム1社、年間工事高が48億円余りありますから、1社というような理解でよいのかどうか。1社では競争性の確保ができないからJV方式を採用したというような理解でいいのかどうかを確認を含めてお尋ねしておきたい。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、入札参加資格についての御質問だと思います。

議員おっしゃいますとおり、竹原市内に本店がある業者で、このたびの予定価格でいえば、税抜きで約28億円程度の工事を執行するに当たりまして、完成工事高というのはおおむね予定価格以上の完成工事高を有することが必要であるというものが主には入札参加条件という形になります。そういった形で考えますと、市内業者でいえば、もし単体での入札でありますと1社しか参加資格がないと。となると、競争性を担保するためには、市外を含めた競争という形になります。そういった形でやりますと市内業者の元請への入札参加が全くゼロということの事態も想定されますので、そういったことを防ぐためにJVという形で、必ず市内の業者が1社以上入った中でのJVを組んだ上で入札に参加をしていただきたいという形でのJVを組ませていただいたということで御理解をいただければと思います。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 29億円余りという、金額が大きいですから、私が率直に思うのは、通常市内育成を図るために、大きな金額だから適切な分割発注、建築とか電気とか等々の分離発注ですか、これは入札事務なんかのコストが高くなるのでしょうか、基本的には、これだけ大きな工事で市内業者の育成という観点を重視すれば、建築とか電気等々の分割分離発注という部分を検討すべきではなかったのかなと、その点についてお

尋ねておきたい。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） おっしゃいますとおり、このたびの改修工事につきましては、分離という形も考えられます。建築と電気という形での分離という形が今回は想定がされ得る方式だったとは思いますが、金額的に、分離発注をしたとしましたら、電気に関する工事というのがおおむね5億円程度の工事費用が一応積算の中では考えられておりました。そうなりますと、5億円以上の工事となりますと、当然入札に参加しようとするすと特定建設業の許可というものが必要となります。そうなりますと、市内の電気事業者の方にはそういった資格を持っておられる方がいらっしゃいませんので、仮に分離にしたとしても市内の電気事業者の方が元請として参加することができないというような事態がございました。それを解消するために今回JVといたしまして、通常の建築一式の一般的なJVに加えまして、こちらは入札の公告案件にも書いていましたが、乙型といたしまして、建築と電気の分担式でのJVを組むことができるというようなこともしておりましたので、そうしますとJVの中に市内の電気事業者も参加できるということで、いわゆる建築業者だけでなく電気事業者に関しても元請として市内業者が参入できるという仕組みを考えたということでございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 次は、入札予定価格と最低制限価格の関連でお尋ねしたいのは、この入札契約結果を見ますと、予定価格が28億7,800万円に対して、最低制限価格、税抜きですけれども、26億4,776万円ということで、予定価格に対する92%の最低制限価格となっています。

落札結果を見ると、今回議案で提案されているような企業体が、予定価格と同額といたしますか、26億4,776万円の落札ということで、これは、予定価格の92%が最低制限価格ですけれども、この最低制限価格と同じ金額で今回議案に提案されている企業体が落札したと。それで、その次の第2番目の札を入れた企業体は27億6,000万円で、予定額に対して95.89%の入札をやられて、落札にならなかったというような結果ですけれども、ここで確認を含めてお尋ねしたいのは、入札説明書の次に最低制限価格の算出方法というのが明記されております。

そこで確認したいのが、これは、今回2社の方が参加されているわけですが、2社ともといいますか、最低制限価格の算出は2社のどなたでもといいますか、それは算出

できるものなのでしょうか等の確認をしておきたい。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 最低制限価格につきましては、本市は中央公契連、いわゆる国土交通省を幹事とした国の省庁が定めるそういった連絡協議会において最低制限価格の算出方法というのは毎年決められております。そういったものを竹原市としても採用をいたしております、これは全て公表されているということで、あくまでも計算間違いさえしなければ最低制限価格というのは算出できる。当然予定価格を本市としては公表いたしておりますので、予定価格から必要な算定式を掛け算すれば最低制限価格というのは、計算を間違いさえしなければどの業者でも算出できるというような仕組みとなっております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） もう一点それに関わってですけれども、この場合は、先ほど言った、今回の議案に関わっては、入札契約結果ということで、今、落札の結果、最低制限価格で落札されたということも申し上げました。

それで、関連するのですけれども、最低制限価格は計算でどの事業者等もいますけど、2社の参加された方を含めて最低制限価格は計算できる、算出できるということでした。

別の市内で、金額は大分違っていましたけれども、少ない金額でしたけれども、入札結果を見てみますと、そこはたまたま3社が参加した小さい規模の仕事でしたけれども、同じ最低制限価格を3社が同じように入れているのですね。それで、抽せんになるのでしょうか、その中の1社が落札されているという結果がありました。

ですから、この結果を見ると、仕事を取りたいその意欲とかいろんなその事情もあるのでしょうかけれども、本来は最低制限価格を2社とも、あるいはほかの参加する業者があったとしても計算できるということで、先ほど言ったほかの例で3社で同額の最低制限価格で入札されて抽せんで決まったよということがあったのですが、今回の結果を見ると、明らかに今回の議案の提案された企業体が落札どおり札を入れて落札したといえますか、もう一社の方は予定価格に対する札が95.89%、約96%余りで、予定価格より相当高い金額で札を入れられているということで、結果は、その人は落札できなかったのですけれども。そういった、これは企業の状況がありますからどこまで聞いていいか分かりにくいのですが、最低制限価格は2社とも算出可能だと、それで実際札を入れた分を見ると、今回、1社は最低制限価格、2社は高い額で落札できなかったというこの事態は、公正な

執行という面から見てどういうお考えなのかなという事は聞いておきたい。

委員長（川本 円君） ちょっと待ってよ。それは、松本さん、企業サイドのことを……。

委員（松本 進君） 答弁できる範囲で。

委員長（川本 円君） 答弁できますか。

財政課長（向井直毅君） そういう答弁になる。

委員長（川本 円君） 財政課長、どうぞ。

財政課長（向井直毅君） 最低制限価格の御質問でございました。

先ほども申し上げましたとおり、最低制限価格というのは企業間で当然間違えさえしなければ算出できるというふうにも申し上げましたが、その上でどの金額で入札額の数字を入れられるかというのは企業サイドの戦略的な部分がございます。そういった部分は、我々としては当然それはお聞きすることもございませぬし、あくまでもいろんなそういった事情があったのだなというふうな形での想定しかできませんので、その金額については、当然そこは、逆に聞くということが公正な入札の執行の妨げにもなりますので、これは、当然そこを我々としては、そこは分からないというのが正直なところでございます。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 最後になろうかと思うのですが、こういったJVという方式で2社の企業体が参加をされているわけですが、先ほど入札条件の緩和で、Aランク、建築にしても電気にしても幅広くいろんな地元業者の参加といいますか、緩和されたといいますか、ということが報告があったと思うのですが、例えば、結果としては2社が参加されて競争性の面から見たら1社以上ということではあるのですが、もう少し、こういった金額が大きいわけですから、せめて5社とか、そういった大きな、通常やっているような参加資格、参加の業者といいますか、これは企業の関係と言われればそうなのでしようけれども、そこらの配慮といいますか対応といいますか、そこらが何かあれば聞いておきたい。参加を増やす取組があれば聞いておきたい。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらにつきましても、今回のJVにつきましても、できるだけいわゆる参加可能な業者を増やすということで、先ほども申し上げましたが、通常のJVに併せて乙型という形でのJVを採用することによって、形式上ではございますが、市

内業者を含めて最大13の業者が入札に参加できる環境を構築させていただきました。そういった上で、我々としては、おっしゃいますとおり、入札参加いただける業者が多ければ多いほどそれは競争性が発揮されるということで非常にそれは好ましいことではございますので、最大限市内業者が入札に参加できる環境の中で、最大限入札が、いわゆる参加業者が増えるような形での公告という形を採用させていただいているところでございます。

以上でございます。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、それでは、ここで委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩いたします。

説明員は退席願います。委員の方はそのまま自席でお待ちください。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

委員長（川本 円君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で、会議規則第117条の規定に基づき、委員外議員の出席要求または発言の申出のある方はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） なしと認めます。

これから付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など、発言のある方は挙手にてお願いします。

なお、再度追加質疑の確認も併せて行いますので、ある方は申し出てください。お願いいたします。

よろしいですか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 審査というところでは少し外れるのですが、大きく長い事業でありますので、金額的なものは総務文教委員会という形にはなりますけれども、実際の工事

となると民生都市建設さんの委員の方のほうが詳しい方がいろいろおられると思いますし、そういったような今後の新しい庁舎の進捗状況ですよね、これは今日皆さんで審議していただいて可決されればもうすぐ明日からということなのですが、そういう状況というのは、議員として少し情報が欲しいなといったところは皆さんも持っておられるのではないかと思いますので、そういったような情報提供といったようなものは今後必要かなと思います。今回の審議とは少し外れるのですが、そういう思いがありますので、よろしく願いいたします。

委員長（川本 円君） 実際問題、今までの流れからしたら総務文教委員会で諮るというふうなことが決定づけられておりますので民生のほうには直接は報告はないのですが、情報共有ということに関して言えば、どうしてもしなければいけないと私も思っております。事あるごとに、例えば、中間報告であるとか、あとやっぱり追加のお金が必要であるとか、そういった大きなところに来た際には、どういう形がいいか、全協になるかどうかは分かりませんが、うちだけで事が済むような形ではなくて、ほかの議員の皆様、議長もうちの会にはおられますので、それを介してほかの委員会にまた違った形で報告なりをするようには努めてお願いするようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員（堀越賢二君） ありがとうございます。

委員長（川本 円君） 議長、それでよろしいですか。

委員（大川弘雄君） そのように。

委員長（川本 円君） そのほかございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 追加のあれはもうないですね。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ちょうど小1時間たちましたので、暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時51分 再開

委員長（川本 円君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について順次討論、採決に入ります。

議案第47号工事請負契約の締結について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

当委員会に付託された案件は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので御了承いただきます。

以上をもって本日の協議事項は全て終了いたしました。

その他、委員のほうから何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ほかにないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時53分 閉会